

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第25号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) …2

告 示

- 告示第94号 市道路線の区域の決定……………(建設総務課) …2
- 告示第95号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第96号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2

公 告

- 公告第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更……………(農林茶業課) …3
- 公告第50号 宇治農業振興地域整備計画の変更案の縦覧……………(農林茶業課) …3

公 営 企 業

- 規程第4号 宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程……………3

規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年9月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第25号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「」を「」に

Table with 2 columns of salary amounts: 7,643円 to 9,053円 and 7,943円 to 9,203円.

Table with 2 columns: 休日急病診療所看護師 (15,523円) and 休日急病診療所看護師(発熱外来) (19,530円).

Table with 2 columns: 休日急病診療所看護師 (15,678円).

に、「」を「」に改める。

Large table with 2 columns of salary amounts, ranging from 8,700円 to 1,160円.

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

(揭示済)

告示

宇治市告示第94号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月13日から14日間

令和5年10月13日

宇治市長 松村 淳子

Table with 5 columns: 路線名, 区間, 幅員(m), 延長(m), 備考. Includes 伊勢田町14号線.

宇治市告示第95号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月13日から14日間

令和5年10月13日

宇治市長 松村 淳子

Table with 6 columns: 路線名, 区間, 前後別, 幅員(m), 延長(m), 備考. Includes 伊勢田町14号線 and 伊勢田町29号線.

宇治市告示第96号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月13日から14日間

令和5年10月13日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
伊勢田町 14号線	伊勢田町遊田69番地の4 伊勢田町遊田69番地の2	令和5年10月13日
伊勢田町 29号線	伊勢田町遊田58番地の32 伊勢田町遊田58番地の32	令和5年10月13日

公 告

宇治市公告第49号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の規定により公告し、当該変更後の基本構想を次のとおり縦覧に供します。

令和5年9月29日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和5年9月29日以後、常時据え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

(揭示済)

宇治市公告第50号

宇治農業振興地域整備計画の変更案の縦覧について

宇治農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供します。

なお、宇治市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

令和5年9月29日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和5年10月2日から同年11月2日まで

2 縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市産業観光部農林茶業課

3 意見書の提出先等

(1) 提出先

宇治市産業観光部農林茶業課

郵便番号 611-8501

所在地 宇治市宇治琵琶33番地

(2) 提出方法

郵送又は持参によることとし、ファックス、メール及び電話での意見は受け付けられません。

(3) 提出期限

令和5年11月2日

ただし、郵送の場合は令和5年11月2日以前の消印があ

るものとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限ります。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、変更後の宇治農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 異議の申出先等

(1) 申出先

宇治市産業観光部農林茶業課

(2) 申出方法

郵送又は持参によることとし、ファックス、メール及び電話での意見は受け付けられません。

(3) 申出期限

令和5年11月17日

ただし、郵送の場合は令和5年11月17日以前の消印があるものとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行ってください。

この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年9月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程（令和2年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

7, 6 4 3 円
1, 1 0 3 円

を「

7, 9 4 3 円
1, 1 3 0 円

に改め

」

る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

（揭示済）